

～社会保険、補助金等の申請手続の簡素化～

2020年4月からの時間外労働の上限規制適用に向け、中小企業が行政手続のために費やす手間を削減

現状

I. 社会保険に関する手続

従業員が就職・退職する度に、各社会保険窓口
に紙の書類を持ち込んで、手続する必要がある。



本人確認手法

オンライン申請をする
場合、電子署名（年
間手数料7,900円）
が必要となる。

II. 補助金の申請に関する手続

- 県の補助金申請時は
決算情報を2年分、国
の補助金では3年分求
められる。
- しかも、申請様式はバラバラ。二度手間。様式を統一して欲しい。



2020年4月～

I. 社会保険に関する手続

年金事務所、ハローワーク等を回らず、簡単にオンライン申請できるようにする。



本人確認手法

ID・パスワードで簡単にオンライン申請ができるシステムを導入する。



II. 補助金の申請に関する手続

中小企業が、国の補助金だけでなく、県・市の補助金でも、決算情報等を1回オンラインで申請すれば済むようにする。

